

第695号
令和3年
2021年 6月



広報やわた

ホームページ
<http://www.city.yawata.kyoto.jp/>

発行・八幡市役所 編集・政策推進部秘書広報課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75 電話(075)983-1111 F A X (075)982-7988

令和3年(2021年) 5月1日現在
人口7万178人 前月比 68人減
男:3万4124人 女:3万6054人
世帯 3万3379世帯
動き 出生 29人 死亡 66人
(4月分) 転入 180人 転出 211人

広報やわたは、古紙を配合した再生紙と環境にやさしい植物インクを使っています

今月の 主な内容

市議会新体制決まる、役員が決定、新庁舎整備に伴う歩行者通路の制限
新型コロナウイルス特集
防災特集(災害対策基本法が改正ほか)
環境特集(環境月間「美しいまちづくりまかせて!」事業ほか)
国民健康保険料が決定、個人市民税の減免
令和3年度の介護保険料について、市税・国民健康保険料は納期内に

7面	6面	5面	4面	3面	2面
14	12	10	9	8	8

昨年度の情報公開等運用状況、生活情報センター相談件数、出前講座
子育て特集(大きくな~れ、子育てすくすく、子育てサークルに補助金を
交付)
情報ひろば(市政、募集、講座・教室、イベント)
相談、年金、短信、生活、図書館
保健医療(健康診査・相談、予防接種ほか)
まちの話(茶摘み、ひよこサロン、歯磨き指導、今月のこの人)

14面	12面	10面	9面	8面
16	15	13	11	9

新緑(神應寺、5月14日)



八幡市/Yawata city, Kyoto
@yawata_official



八幡市
@yawata_official



京都府八幡市
@yawata_40th_official



SNSにアカウントを開設し、さまざまな情報を発信しています。ぜひフォローや友だち登録をして、気になる情報をチェックしてください。

掲載している事業・イベント等は、新型コロナウイルスの影響で変更・中止となる場合があります。最新情報は、各担当部署等にご確認ください。

市議会新体制決まる

市議会第1回臨時会が5月18日(火)に開かれ、正副議長等が決められました。議長に岡田秀子議員(67歳)、副議長に福田佐世子議員(51歳)が選出され、議会議長の福田佐世子議員(51歳)が選出され、議長選出の監査委員は奥村順一議員(61歳)が選任されました。

また、議会運営委員会および各常任、特別委員会の委員構成は次のとおりとなりました。(◎委員長、○副委員長以下50音順、敬称略)

▽議会運営委員会◎鷹野雅生○小北幸博、太田克彦、長村善平、亀田優子、山田芳彦、山本邦夫、横山博

▽総務常任委員会◎菱田明儀○小川直人、岡田秀子、亀田優子、澤村純子、山田美鈴、山田芳彦

▽文教厚生常任委員会◎長村善平○鷹野、奥村順一、清水章好、山口克浩、山本邦夫、横須賀生也

▽都市環境常任委員会◎小北幸博○中村正臣、太田克彦、鷹野雅生、中村正公、福田佐世子、横山博

▽八幡市庁舎整備検討特別委員会◎長村善平○菱田明儀、太田克彦、奥村順一、鷹野雅生、中村正公、山口克浩、山本邦夫

▽八幡市議会活性化特別委員会◎山本邦夫○奥村順一、亀田優子、小北幸博、清水章好、鷹野雅生、福田佐世子、横山博

▽八幡市議会事務局(☎983・5532)



福田佐世子 副議長



岡田秀子 議長

八幡市男女共同参画プラン るーぷ計画Ⅲを策定

男女共同参画社会実現に向けて、総合的に施策を推進するため、令和3年3月に「八幡市男女共同参画プラン るーぷ計画Ⅲ」を策定しました。計画期間は令和3年度から令和12年度の10年間で、

また、本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める「市町村推進計画」とみなした計画としています。計画書は八幡人権・交流センター、有都交流センター、市役所2階閲覧コーナー、市ホームページでご覧いただけます。

また、計画書の概要版も作成しており、八幡人権・交流センターで配布しています。関人権啓発課(☎981-3127)

どーも 市長の堀口です

現在、希望される高齢者の皆さんへのワクチン接種に取り組んでおりますが、予約等に関し電話がつながらない、当面の予約は一杯になるなど、ご迷惑をおかけしております。とくに、お詫言ひ申し上げます。八幡市の高齢者数約2万2000人分のワクチンは順次入荷され、希望される人には接種できる状況にあります。申し訳ありませんが、時間差がありますことにつきまして、ご理解をお願いします。

コロナについて考える

重症化予防と運動

本年4月に運動不足の人が新型コロナウイルス感染症に感染するとより重症化しやすい、死亡リスクも高いという研究が医学誌「British Journal of Sports Medicine」にオンライン掲載されました。これは、昨年1月1日～10月21日に新型コロナウイルス感染症と診断された成人患者4万8440人を対象に、身体的不活動の患者は入院率、ICU入院率、死亡率が高いというものでした。

ウォーキングなどの運動のための外出は必要なものです。状況に応じて工夫しながら行っていただきたいと思います。

八幡自治連合会
自治会や町内会、区などの市内48自治組織で構成する自治連合会の役員が、4月23日(金)開催の幹事会において選出されました。

▽会長◎上原嘉昭(美濃山地区)▽副会長◎小西慧一郎(長崎橋ノ口連合自治会)、道上幸彦(一区)、榎原寛之(四区)▽書記◎横道久司(五区)、一本松孝治(男山金振町内会)▽監査◎河野一郎(双葉自治会)、西岡賢治(市役所市民協働推進課)関市民協働推進課(☎983・5749)

八幡市自主防災推進協議会
4月21日(水)、自主防災推進協議会役員会議が開催され、令和3年度の役員が選出されました。(敬称略)▽会長◎増尾辰一(二区自主防災隊)▽副会長◎田中純幸(美濃山グリーンタウン自治会自主防災隊)、越木豊彦(二階堂区自主防災隊)

新庁舎整備に伴う歩行者通路の制限について



6月7日(月)から新庁舎整備工事の範囲が変更となります。

徒歩で市役所へお越しの際は、案内図の黄色で示しているところをご通行ください。また、車・自転車でお越しの際は、案内図の青色で示す駐車場および駐輪場をご利用ください。ご協力のほどお願いします。

関総務課(☎983・2932)

市営住宅等の入居者募集

市営住宅と府営住宅の入居者を募集します。

申込資格 次のすべての要件を満たす人

- ①市税を完納している
- ②住宅に困窮している
- ③平成30年5月31日以前から現在まで八幡市に住民登録があり、居住している
- ④同居親族か同居予定の親族がいる(単身者不可。高齢者等は条件により入居可)
- ⑤世帯の合計所得が、入居資格に定める収入基準額以下
- ⑥申込者および同居予定の親族が暴力団員または暴力団構成員でない

※障がい者配慮型住宅への入居希望者は、身体障害者手帳1～4級を所持または入居までに取得が確実な場合に限る。

必要書類
①市営住宅等入居申込書
②令和3年度市・府民税課税証明書または非課税証明書
③申込者と同居親族全員の住民票の写し
④納税義務者全員の完納証明書
⑤その他必要書類(身体障害者手帳の写し等)

※申込資格審査、入居時期は新型コロナウイルス

募集住宅一覧表

<一般住宅>

種別	団地名	間取り	募集戸数
府営	軸	4DK・B・T 70㎡	2
	吉原	4DK・B・T 70㎡	2
	美桜	3DK・B・T 46.9㎡	1

<障がい者配慮型住宅>

種別	団地名	間取り	募集戸数
市営	清水井	2DK・B・T 61.9㎡	1

ルスの状況を見て決定します。

※入居申込書や家賃、その他の申込条件など詳しくは、住宅管理課または市ホームページ(QRコードからアクセス可)で入手できる募集案内書で確認してください。

申込期間 6月1日(火)～18日(金)午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申込可(18日の消印有効)。

※電話による申込不可。

関住宅管理課(☎983-5767)



災害
関防災安全課(☎983・3200)

春の叙勲
市内から2人受章
国や公共に対し功労のあった人を対象とする春の叙勲で、元大阪簡易裁判所判事の神山義規さんに瑞宝小綬章が贈られました。

また、危険業務従事者叙勲では、元大阪府警部の松井哲さんが瑞宝双光章を受章されました。

森下徹副市長(享年64歳)が4月28日(水)に逝去されました。

森下副市長は、平成30年7月から八幡市副市長に就任。京都府職員として培った知識や行政経験をもって、本市の産業振興の推進ほか、新型コロナウイルス接種対策本部部長として市民生活の安定のために尽力いただきました。面々貢献いただきました。ここに、謹んで哀悼をお祈り申し上げます。

関秘書広報課(☎983・3886)

火災・救急統計			
消防本部 ☎981-4119			
令和3年1月～4月累計		内4月分	
		昨年同期累計	
火災出動	3件	(1)	2件
火災以外の出動	115件	(25)	65件
救急出動	1,199件	(318)	1,221件
搬送人員	1,111人	(293)	1,154人

新型コロナワクチン接種に関するお知らせ



高齢者(令和3年度中に65歳以上に達する人)を対象に、7月以降の集団接種会場の場所と日程をお知らせします。予約は6月7日(月)午前9時30分から開始しますので、接種を希望されている人は必ず予約を取ってから接種会場(協力医療機関)へお越しください。

■ワクチン接種の流れ

接種券の受け取り

65歳以上(昭和32年4月1日以前の生まれ)の人には、以下の書類をご自宅に郵送しています。

- ①接種券(クーポン券)
- ②新型コロナワクチンに関するお知らせ
- ③予診票
- ④予約開始の案内表
- ⑤ファイザーワクチン説明書
- ⑥血をサラサラにする薬を飲まれている人へ

市内の協力医療機関で接種(個別接種)

個別接種を希望される人へのお知らせ

各協力医療機関の予約の可否につきましては、国が運営する「コロナワクチンナビ」で確認することができますので、予約をする際にご活用ください(右のQRコードからアクセスできます)。

インターネットが使えない人はコールセンター(☎ 0570-056-786)までご連絡ください。

また、新たに予約受付専用ダイヤルを設けた協力医療機関についてお知らせします。

なお、両病院とも、代表番号へ問い合わせいただいても予約はできませんので、ご注意ください。

京都八幡病院

☎ 050-7120-0696、☎ 050-7119-0226

※予約の受付日時などは「コロナワクチンナビ」またはコールセンターで確認してください。

八幡中央病院

☎ 075-981-1220、☎ 050-7127-3820



市内の公共施設で接種(集団接種)

【予約受付日時】6月7日(月) 午前9時30分～

【定員】3会場(中学校) 合計約1,500人(1会場あたり約500人)

※今回からコールセンターの回線を5回線から10回線に増設して対応いたします。

右の表から集団接種会場を選び、下のいずれかの方法で予約してください。

インターネットを利用している場合

インターネットを利用していない場合

パソコンやスマートフォンから
オンライン予約(午前9時30分～)

URL (<https://jump.mrso.jp/262102/>)

または下のQRコードを読み込んで

予約してください。

※市ホームページからも予約システムに
アクセスできますので、ご利用ください。



コールセンターから予約
(午前9時30分～)

☎ 0570-056-786

受付時間 午前9時30分～午後4時30分

(土・日・祝日含む)

※予約以外にも、本市の新型コロナワクチンに
関するご相談なども受け付けています。

■集団接種日程表

【接種受付時間】

【土曜日】午後2時～午後4時15分

【日曜日】午前10時～午後0時15分、

午後2時～午後4時15分

接種回数	日程	指定会場	住所
1回目	7月3日(土)	男山中学校	八幡柿木垣内18
	7月4日(日)	体育館	
	7月10日(土)	男山東中学校	内里砂島1-1
	7月11日(日)	体育館	
	7月17日(土)	男山第三中学校	男山笹谷3
2回目	7月18日(日)	体育館	
	7月24日(土)	男山中学校	八幡柿木垣内18
	7月25日(日)	体育館	
	7月31日(土)	男山東中学校	内里砂島1-1
	8月1日(日)	体育館	
	8月7日(土)	男山第三中学校	男山笹谷3
	8月8日(日)	体育館	

自衛隊大阪大規模接種センターのご案内

(予約は5月31日(月)午後1時～)

国が自衛隊を動員して、新型コロナワクチン接種を行う大規模接種センターが、開設されることになりました。

※同センターで接種されるワクチンは、武田/モデルナ社製が使われるため、2回目のワクチン接種も同センターで受けていただくことになります。

※大規模接種センターと自治体の接種会場の両方を予約されている場合は、必ず自治体の予約をキャンセルしてください。

【概要】

▶予約受付期間 5月31日(月)午後1時～

▶接種実施期間 6月7日(月)～13日(日)

※大阪府・京都府・兵庫県に住む65歳以上の人で、自治体が発行した接種券があり、まだワクチンを接種していない人が対象です。

※6月14日(月)以降のスケジュールは、専用サイトなどでご確認ください。

▶接種場所 大阪府立国際会議場(グランキューブ大阪)(大阪市北区中之島5-3-51)

【予約方法】

専用サイトまたは通信アプリ「LINE」のみ(電話での受付不可)

※その他の詳細は右のQRコードからアクセスし、確認してください。

問 自衛隊大阪大規模接種センター(☎0570-080-770(土・日・祝日を含む午前7時～午後9時))

京都府独自で大規模接種会場(京都府立京都スタジアム(サンガスタジアムby KYOCERA)〈亀岡市〉と京都府立けいはんなホール(精華町)の2カ所)が6月中旬に設置されることが示されました。接種時期などの詳細は、分かり次第、市ホームページなどでお知らせします。



接種を希望される高齢者の方へお願い

本市にお住まいの高齢者のワクチン供給量につきましては、6月末までに接種を希望する高齢者全員分のワクチンが確保されます。

予約開始当初から接種希望者からの問い合わせが集中し、電話がつながりにくい状況が続くなど、ご心配をおかけしておりますが、必ず接種できますので、あわてず予約をお願いいたします。

65歳未満の人への接種券の送付について

現在、65歳以上の人への接種券の送付が終わり、ワクチン接種希望者に、順次ワクチンを接種いただいております。

国の優先順位では、次の接種券送付対象者は60～64歳の人と基礎疾患がある人、次にそれ以外の人となっておりますが、ワクチン接種に必要な接種券の送付は、7月以降を予定しております。

ご不便をおかけいたしますが、今しばらくお待ちください。

接種の流れ(受付から接種後観察終了まで約1時間) ※時間はあくまでも目安です。

①受付

※接種券を忘れた場合は受付できません。



②予診票の確認

※事前に太枠内すべてに記載してください。



③問診



④接種

※肩の出しやすい服装でお越しください。



⑤接種済証交付



⑥接種後観察

※15分～30分



当日必要なもの

接種券、予診票、本人を確認する書類(運転免許証、保険証など)、水分補給のできるもの
※接種券に貼付するシールをはがしたり、切り離したりせずにそのまま会場へお持ちください。

※接種券をなくされた人はコールセンターまでご連絡ください。

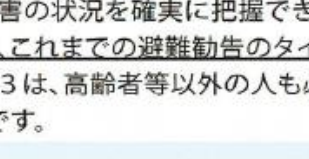
注意事項

- ①基礎疾患のある人や、過去に薬や食品で重いアレルギー症状が出た人、病中等で治療中の人などは、かかりつけ医に事前に接種可能かをご相談ください。
- ②長期入所・入院、単身赴任、里帰り出産など、やむを得ない事情による場合は、八幡市外で接種を受けることができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

問 八幡市新型コロナワクチンコールセンター(☎ 0570-056-786)

過去最速の梅雨入り いざというときに 早めの行動を!

これから大雨による土砂災害・水害の発生する可能性が高い時期となります。昨年の7月3日～31日に、熊本県を中心に九州や中部地方などで発生した「令和2年7月豪雨」など、豪雨による大きな被害が毎年のように、日本の各地で起こっています。改正災害対策基本法が5月20日に施行され、避難に関する情報が大きく変わりました(下図参照)。災害時には「自分の命は自分で守る」という意識を持ち、いざという時に早めの行動を心がけましょう。

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5 	さんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~		
4 	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3 	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2 	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1 	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。  
※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

避難指示で必ず避難!  
災害対策基本法が改正されました

問 防災安全課(☎98333200、FAX9827988)

## 避難情報変更の概要

### ①警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に変更

避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人は、警戒レベル3の「高齢者等避難」で安全な場所へ避難しましょう。

### ②警戒レベル4の「避難勧告」を廃止し「避難指示」に一本化

「避難指示(緊急)」と「避難勧告」の違いが分かりにくかったため「避難指示」に一本化されました。「避難指示」が出た場合は、災害のおそれが高いため、危険な場所から全員避難する必要があります。土砂災害警戒区域および浸水想定区域にお住まいの人は、市から警戒レベル4の「避難指示」が発令され

た場合は、速やかに安全な場所へ避難しましょう。

### ③警戒レベル5の名称を「緊急安全確保」に変更

レベル5は、すでに災害が発生し、命が危険な状況になっています。外に出るのが危険な場合は、建物の2階以上に移動したり、崖から離れるなど、すぐに安全な場所に避難する行動が求められます。

## 「緊急地震速報訓練」と「八幡市シェイクアウト訓練」を同時実施

6月17日(木)午前10時～

災害時において、迅速かつ確実に情報伝達対応ができるように緊急地震速報訓練が6月17日(木)午前10時に実施されます。

この放送にあわせて、落下物や倒壊物から身を守るシェイクアウト訓練を実施します。さらに、避難場所や備蓄品の確認も行うと実践に近い、効果的な訓練につながります。

家庭や職場、学校など、防災行動を確認するため、皆さんの積極的なご参加をお願いします。

### 訓練の流れ

午前10時に八幡市防災行政無線より緊急地震速報訓練用の放送が流れます。

### ▼放送内容

「(チャイム音) こちらは八幡市です。ただいまから訓練放送を行います。(緊急地震速報チャイム音) 緊急地震速報。大地震です。大地震

です。これは訓練放送です。(3回繰り返し)。こちらは八幡市です。これで訓練放送を終わります。(チャイム音)」

### ▼訓練内容

①放送後、シェイクアウト訓練として「姿勢を低くする」「頭を守る」「動かない」の3つの安全行動を約1分間実施する。

②数分後に送信される訓練用の緊急速報メールを受信し、内容を確認する。

### ▼緊急速報メールについて

本訓練への参加の有無にかかわらずメールが受信されます。しかし、機種によっては受信しないものもあり、マナーモードでも音が鳴る場合があります。

なお、近隣市町でも同時刻に訓練が実施されますので、同様のメールが複数回受信される場合があります。

### ▼事前の参加登録

訓練への積極的な参加表明が、効果的な防災や減災啓発へとつながりますので、事前の参加登録にご協力をお願いします。

### ▼参加申し込み

参加団体名または個人名、人数、ホームページに参加団体名等を掲載する可否を電話、またはFAXで防災安全課へ。

※申込用紙は防災安全課窓口、市ホームページから入手可。

## 土のうの事前準備をお願いします

浸水などの水害から住宅を守るため、希望者に土のうを無料で配布します。事前に防災安全課へ電話で申し込みの上、市役所まで引き取りに来てください。

なお、台風接近時や大雨の時は配布が間に合わない場合がありますので、お早めの準備をお願いします。

### ▽対象 市内在住者

▽配布数 1世帯10袋まで

▽申し込み・引き渡し期間 6月1日(火)～7日(月)午前9時30分～午後5時※引き渡しは午後6時まで。

※先着順で、なくなり次第終了。

※配布した土のうは、市で回収しません。ご家庭で保管・処分をお願いします。

ご自宅が土砂災害警戒区域および浸水想定区域内にある場合は八幡市防災アプリを使い、ハザードマップの内容を確認できます。防災アプリでは、避難指示の発令や避難所の開設をプッシュ通知でお知らせします。

また、避難に関する情報が素早く確実に入手できます。ほかにも、天気予報や雨雲レーダー情報、ハザードマップの閲覧など、平時から災害時まで役立つ機能を搭載しています。

Android iOS



タブレット端末からご利用いただけます。次のQRコードからダウンロードし、普段から災害に対する備えを心がけましょう。

## 八幡市防災アプリのご活用を

# 6月は環境月間です

## 夏は省エネしながら 快適に過ごしましょう



電気の使い過ぎは地球温暖化につながります。電気使用量の増える夏に省エネをすることで、地球にもお財布にも優しく過ごしましょう。

- ▽一つの部屋に集まって一家団らん。エアコン稼働も一台に
- ▽こまめなフィルター清掃でエアコンの効き目アップ
- ▽グリーンカーテンでお部屋を涼しい木陰に
- ▽夏野菜やかき氷をおいしく食べて身体の中からクールダウン
- ▽カーテンやブラインド、扇風機などを併用して冷房効率を上げる

**住宅用太陽光発電システム設置費補助金**

住宅に太陽光発電システムを設置した場合、設置費用の一部を助成します。

補助対象者 自ら居住する市内の住宅に「住宅用太陽光発電システム」を設置した人で市税を滞納していない人

補助金額 住宅用太陽光発電システムの最大出力1kW当たり1・5万円(上限5万円)

申し込み 申請書に次の書類を添えて、太陽光発電にかかる電力受給開始日から6カ月以内に環境保全課まで直接提出してください。

住民票の写し(コピー不可)、市税の完納証明書、領収書のコピーなど。

※申請書は市ホームページ、または環境保全課窓口で入手可。

**太陽光発電設備と蓄電設備を同時設置される人へ**

同時設置の場合は「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」に上乗せ補助があり、2つの補助制度をあわせて、最大23万円の補助が可能です。

補助金額

- ①住宅用太陽光発電システムの最大出力1kW当たり1万円(上限4万円)
- ②蓄電設備の蓄電容量1kWh当たり1・5万円(上限9万円)に5万円(定額)を加算した額

※ご不明な点は市ホームページ、または環境保全課までお問い合わせください。



環境保全課 (☎983-2795)

「美しいまちづくりまかせて！」  
事業に参加しませんか

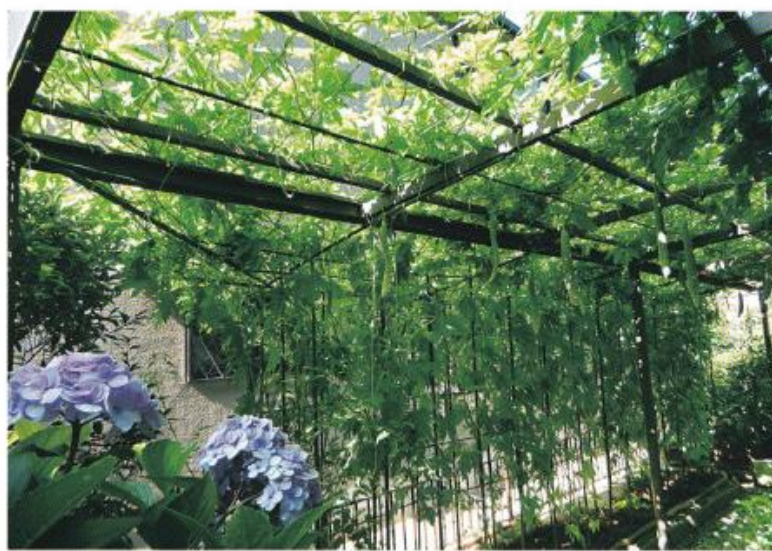
## グリーンカーテンで 暑い夏を快適に！

グリーンカーテンは、窓辺でゴーヤなどのつる性植物を育てて作る緑のカーテンです。夏の日差しを和らげることで室内の温度の上昇を抑えるため、涼しく快適に過ごすことができます。

秋には、グリーンカーテン写真コンテストを開催予定です。優秀作品には景品も用意しています。

ゴーヤやつるむらさきを育てて、グリーンカーテン作りにチャレンジしてみませんか。ぜひ、写真に撮ってコンテストにも応募してください。

※写真コンテストの詳細は、広報やわた7月号でお知らせします。



公園や歩道などのごみ拾いや樹木への水やり、雑草の除草など、市民グループが行う無償のボランティア活動を市が支援します。

やってみようとお考えの人はお気軽にご相談ください。

支援内容

- ▼ごみ袋や軍手、清掃用具の貸与
- ▼活動場所へのグループの表示板(サインボード)の設置
- ▼ボランティア保険の適用

## 八幡市環境市民ネットの会員募集



八幡市環境市民ネットは、八幡市環境基本計画に基づいて発足した環境パートナーシップ組織で、人と自然が共生する環境にやさしいまちの実現を目的に活動しています。

環境問題に関心のある人、絵を描くことが好きな人、新しいことにチャレンジしたい人は、環境保全課までお気軽にご連絡ください。

活動内容 月1回の会議で会員同士の話し合いで決定しています。昨年は、グリーンカーテンやマイバッグの普及啓発活動、幼稚園・保育園児へ配布する絵本作成を行いました。

## 「まちかどのごみ」ゼロの日中止のお知らせ

例年、6月の第1日曜日に市民の皆さんと道路や公園を清掃する「まちかどのごみ」ゼロの日を実施しております。

すが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止いたします。

環境業務課 (☎983-5340)

## 犬の飼い主の みなさんへお願い

ペットは、飼い方次第で周辺の環境や近隣の人へ迷惑をかけてしまうことがあります。飼い主は、飼い方のマナーを守り、最後まで責任を持って飼うようにしましょう。

①犬の散歩時は、首輪や引き綱を必ずつけて、フンの後始末ができる用具等を携帯してください。

②動物の飼い主には、その動物が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があります。最後まで責任をもって飼いましょう。



# 健康を支える国民健康保険

問 国保医療課国保係 (☎983・2962)  
税務課収納係 (☎983・2698)

国民健康保険(国保)は、皆さんの健康を支えています。万一の病気やけがに備えて、お金(保険料)を出し合い、医療費にあてる助け合いの制度です。

## ■保険料の納付通知書

6月に納付通知書を送付します。必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの10期制です。

口座振替の人は自動的に振替します。口座振替を希望される人は同封の口座振替依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、指定金融機関にお申し込みください。

また、一定の要件により保険料が年金から天引き

(特別徴収)となる場合は、6月に送付する納付通知書の表紙に「特別徴収」と表示しています。

※10月から天引き対象となる人は、9月(4期)まで口座振替や納付書で納入してください。

## ■納付方法の変更

年金から天引きされる保険料は、届け出により口座振替に変更できます。ただし、天引き対象外の保険料は口座振替や金融機関、コンビニ等で納入してください。

## ■擬制世帯主

世帯主には、国保の各種

## 令和3年度国民健康保険料が決定

保険料は、加入者の医療給付費に充てる医療分と後期高齢者支援金に係る支援分、介護納付金に係る介護分(40歳～64歳の人)の合計となります。

### ■令和3年度保険料率

区分	医療分	支援分	介護分
所得割	7.06%	2.82%	2.70%
均等割	24,469円	9,551円	11,121円
世帯平等割	16,432円	6,435円	5,583円
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円

### ■法定軽減対象の基準額の変更について

地方税法等の改正(個人所得課税の見直し)の影響による不利益が生じないように法定軽減(均等割・平等割)の基準額が変更されます。

法定軽減	令和3年度	令和2年度
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	33万円
5割	43万円+28万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	33万円+28万5千円×被保険者数
2割	43万円+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	33万円+52万円×被保険者数

※世帯主と国保被保険者全員の合計所得金額が上表の金額以下の場合に軽減対象となります。

※被保険者数には、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)を含みます。

※給与所得者等とは、給与収入55万円を超える人または公的年金等の収入が60万円(65歳未満)または125万円(65歳以上)を超える人です。

※軽減を受けるには所得の申告が必要です。

### ■保険料の算出例

4人家族で2人が介護保険2号被保険者(40歳～64歳)に該当する場合

世帯の所得	法定軽減	保険料
43万円	7割	56,010円
157万円	5割	236,780円
251万円	2割	411,060円
300万円		510,070円
400万円		635,870円

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯、主たる生計維持者のいずれかの収入(給与、事業、不動産、山林)が前年より10分の3以上減少する見込みが

ある世帯は、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免の対象となります。

詳しい要件などについては、担当課に問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

問 国民健康保険料＝国保医療課国保係 (☎983-2962)、  
後期高齢者医療保険料＝国保医療課医療係 (☎983-2976)、  
介護保険料＝高齢介護課 (☎983-1328)

届け出や保険料を納める義務があります。世帯主が国

保の加入者でない場合でも世帯に国保の加入者がいる場合は、これらの義務を負うこととなります。  
このような国保の加入者でない世帯主を「擬制世帯主」といいます。なお、擬制世帯主の所得は保険料計算には含まれません。

## 国民健康保険料等の負担を軽減

問 国保医療課(☎983・2962)

■非自発的失業者の保険料軽減  
会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、届け出が必要です。  
▽対象 次のすべての要件を満たす人。  
・ 離職時点65歳未満  
・ 雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定されている  
▽雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コードを確認します(QRコードから確認できます)。  
▽軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割として保険料を算定し、高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。  
▽軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間  
(例) 令和2年3月31日から令和3年3月31日までに失業した人  
国保料は離職日翌日の属する月から令和4年3月31日まで  
高額療養費負担限度額など、離職月の翌月から令和4年7月まで  
※他の健康保険へ加入した場合など、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。  
▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証  
■その他の失業者の保険料減免  
退職により、国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の

月割額を3割減免します。  
▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証  
※失業等により前年所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。  
■一部負担金の減免等  
国保加入者が、医療機関で1ヵ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。  
▽減免期間 原則年間3ヵ月以内(医師の意見により最大6ヵ月まで延長可)  
▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳  
※要件など詳しくは、お問い合わせください。

## 個人市民税の減免

個人市民税は、前年所得に基づき課税をするため、失業などで所得が無くなった場合も課税されます。

ただし、次の要件に該当し、徴収猶予・納期限の延長などによっても支払いが困難であると認められる場合には、申請により減免を受けられます。

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
- ②失業、廃業などで所得が無くなったため、生活が著しく困難となった場合(退職の場合は一定の離職理由に該当する場合のみ)
- ③学生および生徒(令和2年の合計所得金額が75万円以下)

④災害により大きな損害を受けた場合(前年の合計所得金額が1千万円以下)

⑤その他特別の事情がある場合

※前年の所得が基準額を超える場合や、家族に一定の所得がある場合は、減免の対象とはなりません。

### 各納期限までに申請を

減免を受ける場合は、各納期限までに納税通知書、前述の①～⑤のいずれかの事由を証明する書類を持って税務課市民税係まで申請してください。

※申請書の内容の審査・調査等の結果、申請の理由が相当なものであり、市長が認める場合に減免が決定されます。なお、納期限を過ぎたものや納付済みの場合は対象外となります。

問 税務課市民税係 (☎983-2164)

持って、6月30日(水)までに税務課市民税係へ申請してください。

※年度途中の減免や自動車税(普通自動車)の減免と合わせて受けることはできません。

### コンビニで税の証明が取得できます

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。

### 取得できる証明書

所得証明書、課税(非課税)証明書  
※令和3年度の証明書は6月2日(水)から(市役所市民税係窓口は6月1日(火)から)取得可。

### サービスの利用時間

午前6時30分～午後11時(土・日・祝日含む(6月1日、12月29日～1月3日は利用不可))  
※6月1日(火)はシステムメンテナンスのため、ご利用いただけません。

### 交付手数料

1通300円  
※利用可能な店舗や利用方法など、詳しくはお問い合わせください。

問 税務課市民税係 (☎983-1113)

## 障がいのある人の軽自動車税(種別割)を減免

申請は6月30日(水)まで

次の①～③のいずれかに該当する場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免が受けられます。

- ①障がいのある人が車を所有し、自分で運転する場合
  - ②障がいのある人が18歳未満、または障がいのある人が身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1級を所持するなどの場合は、同一生計者が車を所有し、もっぱら障がいのある人のために運転する場合
  - ③身体障がい者等のみで構成される世帯が所有する車を、介護者が常時運転する場合
- ※車の所有者や障がいの種類・等級ごとに条件が異なります。お問い合わせいただくか、QRコードからご確認ください。

### 減免の手続き

令和3年度の納税通知書と運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳等を



# 令和3年度の介護保険料について



65歳以上の人の介護保険料の基準額は、3年度ごとに見直しをします。

基準額は必要なサービスや被保険者数の見込みを基に算定しており、令和3年度から令和5年度までの1人当たりの基準額は、年額66,800円(月額5,567円)です。

本人およびその世帯員の課税状況や所得に応じて、表の16段階に区分され、年間の保険料が決まります。

※低所得者(第1～3段階)の介護保険料は公費負担により軽減しています。

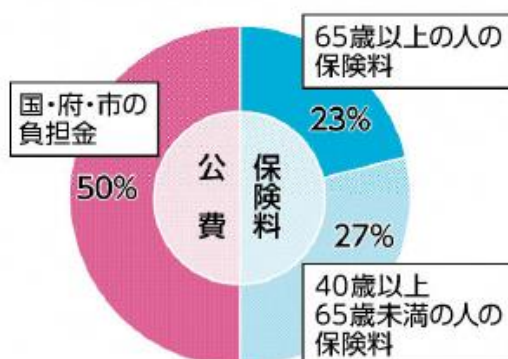
※第2号被保険者(40歳～64歳の人)の保険料は、加入している医療保険によって異なります。

## 介護保険料納入通知書を6月中旬に送付

介護保険は、公費と皆さんが納める保険料を財源(円グラフ)に運営されています。

6月中旬には、第1号被保険者(65歳以上の人)に、令和3年度の介護保険料納入通知書を送付しますので、介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源(利用者負担は除く)



## 介護保険料の納め方

介護保険料は、年金の受給額によって納め方が決められています。

年金が年額18万円以上の方は、基本的に年金から天引き(特別徴収)となりますが、年度途中で65歳になった人や、本市へ転入した人などは一時的に市から送付される納付書や口座振替で納入(普通徴収)となります。

固高齢介護課(☎983-1328)

## ■ 介護保険料(令和3年度)

所得段階	対象となる人	保険料率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金(表下の1)の受給者で世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(同2)＋公的年金等収入額(同3)が80万円以下の人	基準額×0.30	20,040円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.50	33,400円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が120万円を超える人	基準額×0.70	46,760円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円以下の人	基準額×0.90	60,120円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円を超える人	基準額×1.00	66,800円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	基準額×1.09	72,810円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	基準額×1.30	86,840円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	100,200円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	113,560円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.90	126,920円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×2.10	140,280円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×2.30	153,640円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	基準額×2.40	160,320円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の人	基準額×2.50	167,000円
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の人	基準額×2.60	173,680円
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1500万円以上の人	基準額×2.80	187,040円

※公費による低所得者の介護保険料の軽減強化により、第1～3段階の基準額に対する割合を軽減しております。

1 「老齢福祉年金」とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

2 「合計所得金額」とは、「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階第1～5段階では、公的年金等に係る雑所得金額を控除した額とします。さらに、すべての所得段階で「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額となります。また、令和3年度以降は税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げなかった場合と同額に調整して計算します。

3 「公的年金等収入」とは、国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

## 市税・国民健康保険料は納期内に納めましょう

市税・国民健康保険料は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供する貴重な財源です。市税等は市役所や金融機関、コンビニ、スマートフォン決済(PayPay)で納付できますので、期限内に納付してください(取扱金融機関やコンビニは納付書の裏面に記載しています)。

なお、6月15日(火)までに手続きをした場合は、納期が7月の固定資産税・都市計画税第2期分、国民健康保険料第2期分から、7月15日(木)までに手続きをした場合は、納期が8月の市府民税第2期分、国民健康保険料第3期分から振替します。

※ゆうちょ銀行の口座振替は、ゆうちょ銀行へ直接申し込みください。

納期限が過ぎた市税・料は京都府税務機構に移管します。期限内に納付がない場合は督促状(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と府内25市町村(京都市を除く)で組織する広域連合「京都府税務機構」に徴収事務を移管します。

納付が困難なときは災害や病気・けが、失業などにより、納期限までに納付が困難な場合は、納税通知書が届いてから第1期納期限までに税務課収納係へご相談ください。

※内容により、京都府税務機構で相談いただく場合があります。

市税・国民健康保険料の納期は税(料)目により異なります

### ■市税・国民健康保険料の納期

市・府民税(普通徴収分)	6月・8月・10月・12月
固定資産税・都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月
国民健康保険料	6月～翌年3月の各月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

※12月の納期限は28日です。

税務課収納係(☎983-1328)

# 開かれた市政の推進

令和2年度  
八幡市情報公開・個人情報保護制度の運用状況

決定内容

決定の内訳	件数		
	公文書	自己情報	計
開示	249	2	251
部分開示	68	7	75
非開示	8	0	8
取下げ	15	3	18
却下	0	0	0
合計 (取下げ含む)	340	12	352

※審査請求…3件(審理中)

## 令和2年度の 情報公開等請求352件

市は、市民の皆さんの「知る権利」を保障した「八幡市情報公開条例」と、自己に関する情報を自ら収集し、目的や収集方法、収集場所、収集項目などをまとめた個人情報取扱事務一覧表を市役所2階の閲覧コーナーに配架しています。閲覧コーナーには、市議会の会議録や議案書、予算・決算書、計画書・統計書、文書目録なども展示。コピー機(1枚10円)も設置しています。

これらの条例に基づく令和2年度の情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況をお知らせします。

### 情報公開制度等の運用状況

情報公開条例および個人情報保護条例に基づく請求件数は表のとおりです。

主な請求内容は、公共工事関係書類、市加入損害保険関係書類のほか、印鑑登録証・戸籍謄抄本等交付請求書に関する書類などです。

### 市保有の個人情報

市が保有する個人情報については、情報の取り扱いルールを守りましょう。

市民協働推進課 (☎983-3892)

## 生活情報センターから

上位	相談内容	令和2年度	令和元年度	前年度比
1	商品一般(迷惑メール、架空請求、不審な荷物など)	81件	61件	132.8%
2	放送・コンテンツ等(公共放送料金受信契約、サイト利用料金など)	48件	73件	65.8%
3	役務その他(家屋などの点検商法など)	38件	25件	152.0%
4	健康食品(サプリメントなどの定期購入)	23件	33件	69.7%
5	工事・建築・加工(住宅リフォーム、トイレ等衛生設備など)	21件	20件	105.0%
6	他の保健衛生品(マスク、消毒アルコール、除菌剤など)	20件	9件	222.2%
7	化粧品(化粧クリーム、育毛剤などの定期購入)	17件	16件	106.3%
8	インターネット通信サービス(光回線契約、通信料金請求、プロバイダ契約など)	17件	24件	70.8%
9	相談その他(金銭貸借、不審な電話など)	17件	26件	65.4%
10	レンタル・リース・賃借(賃貸借契約、振袖レンタルなど)	16件	15件	106.7%

商品やサービスなどに関するさまざまな消費生活相談を受けている生活情報センターに寄せられた令和2年度の相談概要は、次のとおりです。

## 架空請求、家屋などの点検商法、コロナ関連商品トラブルが増加!

相談件数は前年度比3.2%増で特にコロナ関連商品への相談が増加

令和2年度に受け付けた相談総件数は605件で、前年度の586件から19件増加し、高水準で推移しています。

相談内容の傾向としては、昨年度まで多く寄せられた「料金未納で訴状が提出された」と書かれたハガキが届いたという架空請求に関する相談が減少しました。

一方で、宅配業者を装った偽のURLが付いたメールが届いたという相談のほか、大手通販業者などを装い、クレジットカードの情報や個人情報の入力をもとに、アダルトサイトを経由した「ワンクリ

60歳以上が283件と最も多

ック詐欺」、「ウイルスに感染した」と突然パソコンに表示された偽警告画面を見て、有償のセキュリティソフトをインストールしてしまつた等の相談が多く寄せられました。

特に、令和2年度はコロナ禍に乗じた詐欺や悪質商法が目立ちました。

事例としては、中国から注文をしていないマスクが届いたとの相談や「在宅でメールで相談にのるだけで簡単に稼げる」をうたい文句にした副業サイトによる詐欺被害に関する相談です。

相談者の半数以上が60歳以上で20歳代の相談者も増加

ネット通販トラブルの多い状況が継続

販売購入形態別では、通信販売に関する相談が前年度より増加し、他の相談件数に比べて、高い状況で推移しています。

なかでも、スマホ等を利用したインターネット通販による定期購入の相談が大半を占めています。

その他には、火災保険申請などの点検商法、高齢者を狙ったSF商法相談が増加

## 市職員が出前講座

市職員が、市民団体やグループなどに対し、行政の仕組みや事業、施策など、皆さんの暮らしに役立つテーマでお話しする

「出前講座」を開講しています。令和3年度の前期の出前講座は表のとおりです。

市内在住・在勤の人で構成する団体

▽講座時間・人数  
意見交換を含めて1時間程度で、最低開催人数は10人です(利用無料)。

※会場の手配や開催のお知らせ、当日の進行は申し込まれた

▽申し込み  
団体でお申し込みします。

開催日の1カ月前までに申込書(市民協働推進課や市内公共施設、市ホームページから入手可)に必要事項を記入し、市民協働推進課へ。

※感染状況によっては、開催時期の見直しなどをお願いする場合があります。

### 市の前期出前講座

マイナンバー制度について
公金の収納について
第5次八幡市総合計画について
広報やわたについて
個人情報保護制度と情報公開制度について
消費生活について
八幡市の財政状況について
防災について
避難所の運営について
八幡市防災アプリの使用法について
避難行動タイムラインの作成について
戸籍について
人権問題について
女性の人権について(一般向け)
女性の人権について(事業所向け)
地球温暖化問題について
動物の愛護および管理について
ごみの分別について
八幡市の観光について
魅力的で身近な商店街とは
民生委員・児童委員について
災害時要援護者支援対策事業について
障がい福祉サービスについて
障害者差別解消法について
手話を知ろう
要約筆記について
児童虐待について
認定こども園について
介護保険制度について
認知症サポーター養成講座
健康長寿の秘訣
八幡市健康づくり政策について
国民健康保険について
高齢者医療制度について
フレイル(虚弱)対策について
木造住宅耐震化事業について
高齢者運転免許証返納と公共交通について
公園の維持管理について
橋の維持管理について
火災予防について
応急手当について
上下水道事業の経営状況について
水道施設について
下水道の維持管理について
生涯スポーツについて
八幡市の歴史について
生涯学習のすすめ
生活に図書館を!
「子どもの読書」どうしたら?
地方議会について
選挙について

生活情報センター (☎983-8400)



問秘書広報課 (☎983-1087)

園 名		日 程
保育園	八幡 ☎981-7491	4日(金)園庭開放 29日(火)どろんこ大会
	男山 ☎982-0701	3日(木)▲親子ヨガ 11日(金)▲園庭開放
	くすのき ☎983-1200	16日(水)七夕かざり
認定こども園	山鳩 ☎981-0982	11日(金)▲園庭であそぼう(予約制) 25日(金)▲園庭開放
	山鳩第二 ☎981-0700	9日(水)園庭開放 16日(水)親子で七夕飾りを作ろう(予約制)
	歩学園幼稚園 ☎971-5687	16日(水)△七夕かざり作り 25日(金)△どろんこ遊び
	早苗幼稚園 ☎981-2268	2日(水)□動物輪なげ(6人予約制) 23日(水)□園内探検 30日(水)□園庭開放

## 講座・教室

## 健康体操教室

音楽・映像を使った健康づくり

DKエルダーシステム(最新音響機器)を使って、音楽・体操・映像などを用いたプログラムを行います。歌って、体を動かして、健康になりませんか。

日時 6月25日(金)午後1時30分～3時※参加費無料。

場所 八幡人権・交流センター

対象 市内在住・在勤の人

定員 25人

☎・☎ 6月24日(木)までに、高齢介護課(☎983-5471)へ

## 第12回

## 夏休みの親子陶芸体験教室

夏休みの初日、親子で物づくりの楽しさを感じてみませんか。

日時・内容 7月24日(土)【作陶】、8月7日(土)【絵付け】、21日(土)【引渡し】の全3日、①自由作陶コース：午前9時30分～正午、②紐作りによる基本コース：午後1時～3時30分※8月21日(土)は①午前10時～10時30分、②午前11時～11時30分。

場所 文化センター3階第3講習室

対象 ①主に経験者の人、②主に初めての人

定員 各コース5組10人(合計10組20人)※定員になり次第締切。

参加費 1組2,500円※保険料・材料費一部(初日に徴収)。

持ち物 前掛け、手ぬぐい、ビニール袋

☎ 7月6日(火)必着で、ハガキにお子さんの住所、氏名、年齢、性別、学校名、学年と保護者の氏名、電話(携帯)番号と、「①」「②」どちらでも可」のいずれかを必ず記入し、郵送で市民交流センター(〒614-8023 八幡名残23-1 市民交流センター内 気付 八幡市文化協会「夏休み親子陶芸体験教室」)へ

☎文化協会陶芸部会=沼倉(☎090-2196-4272)

## 熟年健康講座

高齢者の健康と感染症対策にも役立つ「免疫」について詳しく知ってみませんか。

日時 6月23日(水)午前10時30分～正午※参加費無料。

場所 志水公民館

対象 市内在住・在勤の人

定員 20人

☎・☎ 6月10日(木)までに、女性レクリエーション連盟=田中(☎981-2514)へ

令和3年度  
男女共同参画社会  
リーダー養成講座

「あるがまま  
～アンコンシャス・バイアスの  
壁をとりはらおう～」



日時 6月29日(火)午後2時～3時30分(受付は午後1時30分～)※参加費無料。

場所 八幡人権・交流センター大ホール

講師 吉田 晃子さん、星山 海琳さん(AI-am 共同代表)

定員 40人※先着順。

☎・☎ 6月18日(金)までに、八幡人権・交流センターに電話(☎981-3127)か直接窓口へ

※保育(1歳～就学前児)、要約筆記、手話を希望する人は、6月18日(金)までにお申込みください。

※駐車場は収容台数に限りがあるため、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

元気アップ  
介護予防サポーター  
養成講座

転倒予防や介護予防に関する知識を楽しく学び、地域で介護予防サポーターとして活動するための講座を開講します！これまでの講座を修了された人たちは、市内で介護予防の体操教室の運営に携わり、ご自身の健康と地域のために活躍されています。あなたも科学的に効果のある介護予防の楽しい運動プログラムを学び、活躍してみませんか？

日時 ①6月23日(水)、②6月26日(土)、③7月7日(水)、④7月10日(土)の全4回。午後1時10分～午後4時30分

場所 橋本公民館

対象 市内在住で、ご自身と地域の介護予防・健康づくりに興味がある人

定員 先着30人

内容 転倒予防のための運動や、介護を受けないための体づくりに関する講義・実習

受講料 無料

☎・☎ 6月18日(金)までに、橋本公民館または窓口にある申込書に記入し、健康推進課(☎983-1116)へ。申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

## 元気アップ体操教室

音楽体操、筋トレ、ストレッチ、体の動きをよくする体操など、動いて笑って、体と頭と心を元気にする体操教室です。

## 場所・日時

①	文化センター 6月14日、21日、28日。各日月曜日。午後2時30分～4時
②	地域包括ケア複合施設YMBT 6月8日、15日、22日。各日火曜日。①午後1時30分～2時50分、②午後3時10分～4時30分
③	よりば路(京都八勝館横) 6月4日、11日、18日。各日金曜日。午前10時～11時30分

参加費 1回500円(初回は参加費無料。お得なパスポートもあります)

☎初回参加時は、下記問い合わせ先まで電話でお申込みください。

☎NPO法人元気アップAGEプロジェクト(☎080-4242-4734)

## イベント

農産物即売会の  
中止について

例年、八幡市農業青年クラブ農産物品評会に出品された野菜の即売会を実施していますが、昨年同様、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

☎農業振興課(☎983-2703)

## 一般公募

## 男山散策ルート整備活動

石清水八幡宮への参道でもある散策路を美しく整備します。草刈り、ごみ拾い、やぶの清掃、道床の改修などを行います。

日時 6月19日(土)午前9時～正午※参加費無料。

集合場所 石清水八幡宮第2駐車場(楠峯館<体育館>裏)

対象 市内在住の人

定員 約10人

その他 当日は作業可能な服装でお越しください。作業道具は準備します。

☎・☎ 6月1日(火)～13日(日)に電話またはFAXで、八幡市里山再生協議会=神庭(☎090-9545-0937、FAX981-5266)へ

## 講演と交流の集い

## 八幡の発掘、京都の発掘

日時 7月17日(土)午後2時～4時

場所 文化センター3階第3会議室

定員 40人(先着順)

参加費 600円(会員は500円)

講師 小森 俊寛さん(京都平安文化財顧問)

☎・☎ 7月14日(水)までに、電話またはメールで、八幡の歴史を探究する会=高田(☎090-2011-7503、メール:takata@cd6.so-net.ne.jp)へ

## 八角堂内の見学ができます



八幡大芝にある八角堂は、事前に申し込みしていただくことで、堂内の見学ができます。※先着順。参加費無料。

日時 月曜～金曜日、午前10時～午後4時(土日祝除く)

定員 1組10名以上(月2組まで)

※天候または社会情勢により、見学をお断りする場合があります。

※詳細は市ホームページでもご確認ください。

☎・☎ まずは日程の相談が必要。その後、見学希望日の1カ月前までに申込書を文化財保護課(☎972-2580)へ

新緑やわたの  
文化財一斉公開

市内の歴史ある社寺等の魅力を多くの人に知っていただくために、文化財の一斉公開を実施します。

日時 6月19日(土)、20日(日)

場所 石清水八幡宮、善法律寺、

正法寺、飛行神社、神應寺、単伝庵、

相植神社、伊佐家住宅、八角堂

※時間は各寺社等により異なります。

☎観光協会(☎981-1141)

## 松花堂ウォーク

京阪石清水八幡宮駅前から東高野街道沿いに点在する社寺や史跡などを巡りながら、八幡市の歴史と文化に触れるまち歩きイベントです。参加者には記念品をプレゼントします。

日時 6月19日(土)、20日(日)午前9時～午後4時

場所 京阪石清水八幡宮駅前観光案内所～東高野街道～松花堂庭園・

美術館(全長約2.7km)

定員 各日400人

☎京阪石清水八幡宮駅前観光案内所で当日受付※参加費無料。

☎観光協会(☎981-1141)

第7回ダンスフェスティバル  
inYAWATA

日時 7月18日(日)午後1時30分～

場所 文化センター大ホール

出演団体 KBSハワイアンフラ、

Dance studio IVO

RY、デジール・ド・パレエ、SP

ARK、ミツルモダンパレエスタジオ、

雅big、MM5

入場料 前売り800円(当日1,000円)。

チケットは、文化センター、生涯学習センター、市民交流センターにて販売。

☎文化協会(☎983-9202 火・木・金の午前9時～午後4時)

情報ひろば

市の主催・共催・後援のみ掲載

市政情報

▶高校生給付型奨学金の支給について(2次申請)

府では、市民税非課税世帯で①母子・父子世帯②児童世帯③障がい者世帯④長期療養者世帯のいずれかに該当する世帯のお子さんに対し、奨学金等を支給しています。※①は父母を除く20歳以上65歳未満の人と同居の場合は原則申請できません。③は障がいの程度要件があります。

対象 高校1～3年生  
受付期間 6月1日(火)～7月1日(木)※上記受付期間以降も随時受け付けしますが、高校1年生対象の入学支度金の申請は7月1日(木)までです。

場所 福祉総務課または山城北保健所綴喜分室

※申請時には印かん、銀行口座番号が分かるもの、非課税証明書(令和3年度分)、在学証明書、③④の世帯はそれを証明する書類が必要です。

☎山城北保健所綴喜分室(☎0774-63-5745)、福祉総務課(☎983-3058)

▶寝具乾燥・丸洗いサービス

高齢者や障がいのある人の健康増進および衛生保持を図るため、訪問による寝具の乾燥消毒および丸洗いを行います。

対象者 ①65歳以上の要支援・要介護認定を受けている人②身体障害者手帳1級・2級・3級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳中程度以上、特定疾患医療受給者証のいずれかを持っている人  
※①②とも本人および家族等が寝具の乾燥消毒や丸洗いをすることが困難であること。

実施回数

乾燥サービス 6月・10月・令和4年2月、利用料は1組500円(1回1組3枚まで)

丸洗いサービス 8月・12月、利用料は1枚400円(1回2枚まで)

☎・☎各サービスが行われる月の10日までに①高齢介護課(☎983-5471)、②障がい福祉課(☎983-2129)または社会福祉協議会(☎983-1504、FAX982-2340)へ

介護予防のための「基本チェックリスト」を活用しましょう

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けるためには、元気なうちに、できるだけ早く、将来に医療や介護が必要となる要因(運動、栄養、口腔、認知など)を発見し、必要に応じて適切に支援することが重要です。

●見つけよう 老化のサイン

心身の機能の衰えを「年だから仕方ない」と考えていませんか。高齢になると心身の機能は低下

ていきますが、使い続けること、さらに鍛えることで低下を防ぎ向上させることができます。

市では毎年、健康や日常生活の状態と見守りが必要な人を把握するため、要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の人を対象に「基本チェックリスト」を送付しています。

今年度は、令和3年6月1日現在で65歳、68歳、71歳、74歳の人を対象に6月初旬に送付します。

●基本チェックリストは必ず返送を

基本チェックリストのすべての項目に記入し、同封の返信用封筒を使って、6月17日(木)までに返送をお願いします。結果については、後日郵送にてお知らせします。

なお、返送がない場合は、訪問などで連絡をする場合があります。ご協力をお願いします。

☎高齢介護課(☎983-5471)

▶特別障害者手当・障害児福祉手当を支給

市では、下記の条件に該当する障がいがある人に手当を支給しています。

特別障害者手当 月額27,350円。重度の障がい1つ以上あり、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅の重度障がい者に支給される手当です。

障害児福祉手当 月額14,880円。重度の障がい1つ以上あり、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳未満の在宅の障がい児に支給される手当です。

☎・☎障がいの程度や所得制限がありますので、詳しくは、障がい福祉課(☎983-2129)へ

▶児童手当・特例給付の現況届を提出してください

※新型コロナウイルス感染症対策の観点から、郵送での提出にご協力ください。

児童手当および特例給付の現況届を6月30日(水)までに子育て支援課へ提出してください。現在、児童手当および特例給付を受給している人で、現況届の提出が必要な人には、6月1日以降に通知します(公務員を除く)。提出がない場合は、6月分以降の児童手当および特例給付を受けることができません。

被用者(サラリーマン世帯)の人は健康保険証等の写し、または被用者年金加入者証明書を添えて提出してください。また、令和3年1月2日以降に八幡市へ転入した人で、マイナンバーを提出いただいていない場合は、前住所地での令和3年度課税証明書が必要となる場合があります。

なお、配偶者または児童と別々に暮らしている人などは、マイナンバー等、別途書類が必要となります。現在、児童手当および特例給付を受給している人(公務員を除く)は、6月期分(令和3年2月分～5月分)を6月10日(木)に振り込みます。☎子育て支援課(☎983-1112)

▶コンビニ交付サービスの全てのサービスを一時停止します

システムメンテナンスのため、市が提供する全てのコンビニ交付サービスを一時停止します。

停止期間 6月1日(火)の終日  
☎税務課(☎983-2164)

募集

▶第23回 佐藤康光杯争奪将棋大会中止のお知らせ

広報やわた5月号掲載の「第23回佐藤康光杯争奪将棋大会」について、6月20日(日)に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、中止としました。

☎社会教育課(☎983-5674)

▶市民農園の利用者募集

市では、9月からの市民農園の入園者を募集します。今年度は既に契約されている人も含めて一斉募集を行う年度となります。

場所	①野尻正畑	②大芝
面積	33㎡	16.5㎡
利用料	19,800円/年	8,400円/年
募集区画	116 (障がい者優 先6区画含)	46

※①は市民体育館南側、②はさくら近隣公園東側にあります。詳しくはお問い合わせください。

※①は給水施設、農機具、個人ロッカー、トイレ、休憩棟、駐車場あり。

対象者 市内在住・在勤の人  
☎農業振興課にある申込用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、6月7日(月)～22日(火)に農業振興課へ郵送(当日消印有効)、FAXまたは直接窓口へ。

※応募多数の場合は抽選となります。

☎農業振興課(☎983-2703)

▶夏季アルバイト職員募集

下記の条件で夏季アルバイト職員を募集します。

①職種②勤務期間③勤務時間④賃金⑤年齢条件

児童センター・放課後児童クラブ

①児童センター厚生員・放課後児童クラブ支援員

②7月21日(水)～8月26日(木)  
※上記期間以外でも随時アルバイトを募集しています。

③児童センター＝月～土曜日、午前9時～午後6時

放課後児童クラブ(小学校)＝月～土曜日、午前8時～午後7時(うち、8時間以内の勤務。上記の時間内で勤務時間の調整を行います)

④時間額 987円

⑤昭和31年4月2日～平成15年4月1日生

保育園

①保育士・調理員・庁務員

②7月5日(月)～9月30日(木)  
※上記期間以外でも随時アルバイトを募集しています。

③保育士＝月～金曜日、午前8時30分～午後5時30分(1日あたり7時間30分勤務、指定日勤務)

調理員・庁務員＝月～金曜日、午前8時30分～午後4時30分(1日あたり7時間勤務、指定日勤務)

④保育士 ▽有資格 時間額1,066円 ▽無資格 時間額987円

調理員・庁務員▽時間額 919円

⑤昭和31年4月2日～平成15年4月1日生

応募方法 市販もしくは人事課備え付けの履歴書(市ホームページからもダウンロード可)に写真を添付し(有資格保育士は資格証明書のコピーも添付)6月30日(水)までに人事課へ提出してください(定員になり次第、締め切ります)。

その他 各職種とも健康な人。高校生は応募不可。

☎人事課(☎983-1792)

## 生活情報センターだより

「無料で洗浄します」  
「無料で点検します」に注意!



【事例1】「光回線の利用者に無料サービスをしている」と業者から電話があり、家の排水管を無料で洗浄してくれると言う。無料ならと依頼した。排水管の洗浄が終わると、排水ますの交換を勧められ、さらに床下の湿気対策も必要だと、次々に見積もりを見せられ、数百万円もの契約をしてしまった。(70歳代・男性)

【事例2】「無料で排水管の点検をする」と業者が訪ねてきた。無料ならと見てもらったところ、排水管の一部が割れている写真を見せられたため、工事の契約をした。工事が始まると、「水漏れしている隣の家まで水が漏れている。別の工事もしないと大変だ」と言わ

れた。工事費が高額になり迷っていると、「特別に値引きする」と言われて契約してしまった。(60歳代・男性)

【アドバイス】排水管の無料洗浄や無料点検を糸口に、工事などの契約を結ばせる手口です。一度契約すると次々と別の契約を迫られるケースもあります。「特別に値引きする」と言われても、その場で契約せず、家族や周囲の人に相談しましょう。契約後や工事完了後でも、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります。まずは生活情報センターにご相談ください。

生活情報センター(☎983-8400、FAX983-8401)

## 短 信

▶令和3年度  
労働保険年度更新について

労働保険料の申告納付は、6月1日(火)～7月12日(月)(土日除く)にお願いします。申告・納付には、便利な電子申請や口座振替をご利用ください。

対 象 事業者

問年度更新コールセンター(☎0800-555-6780)

## ▶市民課の地域窓口

住民票写し等の証明書発行業務を行っています。

※マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストア等でも各種証明書を取得することができます。

場 所	取扱日時
男山窓口(生活情報センター内)	月曜～金曜日、午前9時～正午・午後1時～4時30分
橋本窓口(橋本公民館内)	※休業日 土曜日・日曜日・祝日および年末年始。
美濃山窓口(美濃山コミセン内)	
東部窓口(JA京都やましろ八幡市支店内)	

問市民課(☎983-2759)

## ▶出張がん個別相談

保健師または看護師が、がんに関わる様々な相談をお受けする出張相談です。※要予約。相談無料。

日 時 6月8日(火)午後1時30分～3時30分  
場 所 山城北保健所(宇治市宇治若森7-6)

問・問実施日の前日までに、電話で京都府がん総合相談支援センター(☎0120-078-394、平日の午後4時まで)へ

▶聞こえと  
コミュニケーションの  
サポートセンター事業  
「にじっこ・城陽」

聞こえづらさのある子どもたちの遊び場や保護者同士の交流・相談の場を提供しています。※参加費無料。

日 時 6月12日(土)、7月10日(土)、8月7日(土)。各日、午前10時～正午

場 所 京都府聴覚言語障害センター(城陽市寺田林ノ口11-64)

対 象 聞こえにくいお子さん(0～6歳)とその家族、聞こえにくい両親とそのお子さん

問・問開催日の前日までに、電話またはFAXで氏名、住所、連絡先、お子さんの年齢・聞こえの状態を京都府聴覚言語障害センター(☎0774-30-9000、FAX0774-55-7708)へ

▶与謝蕪村顕彰  
俳句つくりと歴史探索

日 時 7月10日(土)～11日(日)の1泊2日

宿泊先 京都府立青少年海洋センター(宮津市字田井382)

見学先 与謝野町江山文庫、ちりめん街道

対 象 2人以上の家族(18歳以下保護者同伴)

定 員 20人

参加費 小学生3,800円、中学生4,000円、高校生4,300円、一般5,700円

問・問6月11日(金)～21日(月)までに、京都府立青少年海洋センター(☎0772-22-0501)へ

＜寄贈＞ 4月30日、株式会社永雄工業さまから、新型コロナウイルス感染症対策に役立ててほしいと、マスク200枚を寄贈いただきました。ありがとうございます。

## 生 活

## ▶し尿収集日程のお知らせ

問城南衛管 ☎631-5171  
FAX631-6011

6月2日(水)、23日(水)

八幡(科手、土井、吉野、山路、源氏垣外、平谷)

6月4日(金)、25日(金)

橋本、八幡(高坊、平ノ山、大谷)

6月7日(月)、28日(月)

八幡(森垣内、名残、双栗)、川口(高原を除く)、下奈良、上奈良

6月9日(水)、30日(水)

八幡(今田、園内、三本橋、馬場、三ノ甲、長田、石不動、軸、岸本、東林、柿木垣内、小松、河原崎、清水井、広門、植松、三反長、隅田口、山下、久保田、月夜田)

6月10日(木)

内里(荒場、河原、女谷、西山川、砂島除く)

6月14日(月)

内里(荒場、河原、女谷、西山川、砂島)、戸津、美濃山、八幡(山田、一ノ坪、福緑谷、南山、水泊)

6月15日(火)

野尻、岩田、上津屋

6月21日(月)

八幡(林ノ元、池ノ首、焼木、在応寺、長町)、川口(高原)

## ▶不用品情報

▼ゆずります

家具▼和ダンス(外材サクラ、内材キリ、W100・D57・H190、茶色、10年使用)(無料)▼プレザーダンス(外材サクラ、内材キリ、W88・D57・H190、茶色、10年使用)(無料)※市は情報提供のみを行います。品物の受渡し等については当事者間で行います。

問生活情報センター(☎983-8400、FAX983-8401)

## ▶大型ごみの持ち込み

1日5点まで(すべて有料)

【祝日】6月はありません。

【平日】月曜日～金曜日、午前8時30分～午後4時30分

※戸別収集は要予約。

場 所 市役所東側別館環境事務所 問環境業務課(☎983-5340)

## ▶食用廃油の回収日程表

問環境業務課(☎983-5340)

9日(水)

上奈良・下奈良・上区・中区・内里・三区公会堂、石清水ビューハイツ、双栗・五区集会所、川口天満宮前、市役所庁舎東側、八幡人権・交流センター、八幡御馬所、南山小西側、柿ヶ谷集会所、福緑谷114・166番地

11日(金)

長町北・榎ノ口集会所、長町児童公園、長町11番地、橋本公民館、橋本栗ヶ谷26番地、ひつじ・やぎ公園、足立寺史跡公園

※回収日の午前8時までに届けてください。

※食用廃油用回収箱を各箇所に設置していますので、食用油の元の容器またはペットボトルに入れて出してください。

※回収場所が分からない人はお問合せください。



## 図書館コーナー



図書館へのお問い合わせは

◆八幡市民図書館(☎982-7322)  
◆男山市民図書館(☎982-4123)

## ▶6月の図書館休館日

八幡市民図書館

4日(金)、11日(金)、13日(日)、18日(金)、24日(木)、25日(金)

男山市民図書館

7日(月)、13日(日)、14日(月)、21日(月)、24日(木)、28日(月)

NEW BOOK

## 新着図書紹介

【児童図書】〈かがくのほん〉

『再生可能エネルギーをもっと知ろう』 安田 陽/監修

再生可能エネルギーは、負担が少なく、いろいろな場所で使えるのが特徴です。しかし、日本はその導入がほかの国より遅れています。日本には4つの課題があり、まずはその課題解決に力を注ぐ必要があるのです。小学校・中学年から。



【成人図書】

ひとりをつなぐしむ大人の流儀10一

伊集院 静

覇王の神姫—日本を造った男—蘇我馬子— 伊東 潤

無形人—芦東山— 熊谷 達也

小説 火の鳥 大地編 上・下 桜庭 一樹

傷痕のメッセージ 知念 実希人

鬼人幻燈抄—明治編 夏宵麗気楼—

中西 モトオ

## ▶自動車文庫の巡回日程

午後1時に大雨注意報・警報発令時は運休。なお、注意報発令時は、天候により巡回する場合もあります。※「男山笹谷」は、駐車時間を6月より、午後4時30分から変更いたします。お気をつけください。

30分間停車します	
6月1日(火)、22日(火)	
南ヶ丘保育園	14:10～
美濃山御幸(みゆき南公園)	14:50～
ファインガーデンスクエア(ウエストエントランス)	15:30～
男山笹谷(D19棟南側)	16:30～
6月2日(水)、23日(水)	
橋本塩釜(島岡歯科医院前)	13:40～
南ヶ丘児童センター	14:20～
八幡山田(しのめ公園)	15:00～
美濃山幸水(幸水集会所)	15:40～
子ども・子育て支援センター(すくすくの杜)	16:20～
6月8日(火)、29日(火)	
岩田松原(魚清前)	13:10～
ケアハウスボロボロ21	14:00～
八幡長町・南(児童遊園)	14:50～
八幡榎ノ口(今井氏宅前)	15:30～
6月9日(水)、30日(水)	
下奈良今里(有都交流センター)	14:10～
川口(まつむし児童公園)	14:50～
有都小学校	15:30～
美濃山小学校	16:20～
6月15日(火)	
内里(有都福祉交流センター)	14:00～
上津屋垣内(四季彩館)	14:40～
八幡長町・北(7組ロータリー)	15:30～
橋本栗ヶ谷(メロディハイム希望ヶ丘前)	16:20～
6月16日(水)	
男山石城(地域包括ケア複合施設YMBT)	13:20～
岩田岩ノ前(石田神社御旅所)	14:10～
橋本あらかし公園(西入口)	15:00～
西山足立(橋本児童センター)	15:40～
橋本西山本(橋本橋東側)	16:20～

## 困ったときは ご相談ください

※コロナ禍により延期または中止となる場合があります。

### ◆弁護士相談

【電話予約制、先着8人】  
相続・離婚・金銭問題・借地・借家・近隣トラブル・交通事故等の法律相談に弁護士が応じます。時間はいつでも午後1時15分～4時です。1人20分。

相談日	場所	予約開始日
6月1日(火)	文化センター	5月25日(火)～
6月8日(火)	2階第1会議室	6月1日(火)～
6月15日(火)	生活情報センター	6月8日(火)～
7月6日(火)	文化センター	6月29日(火)～
	2階第1会議室	

※予約は、午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

### ◆司法書士相談

【電話予約制、先着5人】  
土地建物、登記、契約、相続、消費者金融問題等の法律相談に応じます。時間は午後1時30分～4時です(相談時間は1人30分)。▶6月24日(木)生活情報センター※予約は17日(木)午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から、少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

### ◆行政書士相談

一般相続、遺言、官公署への許認可、各種契約書等の書類作成や成年後見制度に関する相談に行政書士が応じます。時間は午後1時30分～4時です。お問い合わせは市民協働推進課(☎983-5749)へ。  
▶6月3日(木)文化センター2階第1会議室

### ◆行政相談

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望を受け付けます。時間は午後1時30分～4時です。お問い合わせは市民協働推進課(☎983-5749)へ。  
▶6月18日(金)文化センター2階第1会議室

### ◆消費生活相談

消費生活全般に関わる相談に、公的資格を持つ専門相談員が応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～4時30分、生活情報センター(☎983-8400)

### ◆障がい者(児)相談

障がいのある人やその家族からの相談に応じます。時間は午後1時～3時。お問い合わせは障がい福祉課(☎983-2129)へ。▶6月1日(火)男山公民館。対象は視覚障がい者・知的障がい者

### 障害基礎年金について

国民年金に加入している期間、20歳前の期間、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる期間に初診日(障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日)のある病気やケガで、障害等級1級または2級に該当した場合は、障害基礎年金を受けることができます。

ただし、初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしていることが必要です。  
(1)初診日がある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

(2)初診日がある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

●支給額(令和3年度年額)  
1級に該当する人:976,125円  
2級に該当する人:780,900円  
※障害基礎年金を受け取ることができる人に生計を維持されている次のいずれかの子がいる場合は、加算があります。  
(1)18歳になった後の最初の3月31日までの子  
(2)20歳未満で障害等級1級・2級の障がいの状態にある子

### 特別障害給付金について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障がいのある人に、福祉的措置として「特別障害給付金制度」があります。

【支給の対象となる人】  
①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生  
②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金や共済組合等の加入者の配偶者

上記①または②であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級または2級相当の障がいの状態に該当する人。原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。

●支給額(令和3年度年額)  
1級に該当する人:629,400円  
2級に該当する人:503,520円

問京都南年金事務所お客様相談室(☎644-1165)、市民課年金係(☎983-2594)

### ◆人権相談

人権に関わる相談やいろいろな悩み、人権擁護委員が応じます。時間は午後1時～4時です▶6月1日(火)▶14日(月)▶28日(月)八幡人権・交流センター(人権啓発課)▶15日(火)生涯学習センター※電話相談も受け付けます。(☎981-3127)

### ◆女性相談

恋人や親しいパートナーからの暴力、ストーカー、セクハラなどの女性問題について相談に応じます。場所は八幡人権・交流センターです。

【専門相談】(要予約)  
▶6月10日(木)▶24日(木)午後1時30分～4時30分、詳しくは同センター(☎983-1784)へ。

【一般相談】月曜～金曜日(祝日、年末年始除く)午前10時～正午・午後1時～5時

### ◆介護相談

高齢者の介護やひとり暮らし高齢者の相談と情報を提供します。

地域包括支援センター(月曜～土曜日(祝日除く)午前9時～午後5時)やまばと(☎982-8000)、梨の里(☎982-0125)、美杉会(☎971-3576)、有智の郷(☎972-1000)

※次の在宅介護支援センター(日時は地域包括支援センターと同じ)や高齢介護課(☎983-5471)(月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分)でも相談できます。京都八勝館(☎982-3883)、京都ひまわり園(☎983-8111)

### ◆京都ジョブパーク個別就職相談会

### ◆サポステ京都南若者個別就労相談

【予約制】予約は商工観光課(☎983-2853)まで  
専門相談員が求職者等の就職を支援します。時間は午前10時～午後2時。※事前予約制です。京都ジョブパーク(☎682-8915)、サポステ京都南(☎0774-54-5380)▶6月17日(木)市役所1階相談室(北玄関西側)

### ◆児童虐待の通告について

月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(緊急時は土日祝日、夜間の対応をします)、子育て支援課(☎983-3148)  
※府宇治児童相談所京田辺支所(☎0774-68-5520)でも対応します。

### ◆家庭児童相談室

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。  
月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分、子育て支援課(☎983-3148)

### ◆母子父子家庭相談

母子・父子家庭の相談に応じます。  
月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～5時、子育て支援課(☎983-1112)

### ◆ふれあい福祉相談

福祉に関する相談に応じます。まずは、お電話ください。ふれあい福祉センター(☎983-2000)

【常設相談】月曜～金曜日 午前9時～午後5時 社会福祉協議会(時間外の夜間・休日は留守番電話またはFAXで受け付けます)

【出張相談】火曜～木曜日(祝日除く)午前10時～正午、八寿園

### ◆くらしと仕事の相談

経済的に困りの人やご家族からの生活、仕事などの相談に専門の相談員が応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分、生活支援課(☎983-1138)

### ◆年金相談

【電話予約制】  
待ち時間を短縮するため予約制になっています。年金相談を希望される人は下記に予約してください。  
▶6月25日(金)午前10時～午後4時、文化センター3階第1講習室  
予約先 京都南年金事務所お客様相談室(☎643-2620)

### ひきこもり相談窓口

市には「ひきこもり」に関する相談窓口があります。悩みや苦しみを抱え込む前に、まずはお電話ください。今は働いていなくて家にいる、ふだんは1人で家にいる、長年外に出ていないなど、お一人お一人の状況に応じて、必要とする支援をご紹介します。  
あなたの状況をお聞きして、専門の支援員がご自宅などに訪問することもできます。ご本人だけでなく、ご家族からの相談もお待ちしています。  
問生活支援課(☎983-1138)

### ▶京都府 自殺ストップセンターでの相談

多重債務、生活困窮など、府民の皆さんの深刻な悩みについて、臨床心理士等の資格を持つ相談員がお伺いします。

相談日時 月曜～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後8時  
電話相談 ☎0570-783-797

LINE電話 右記のQRコードから「友だち」登録のうえ、無料通話機能をご利用ください



# 肺がん・結核検診と胃がん検診が一日で受けられるようになります

## 検診自己負担はすべて無料!!

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、中止または延期の可能性がります。随時、広報やわたまたは市ホームページに掲載します。また、中止・延期となった場合はお申し込みされた人へ、封書などで通知します。

### 1 子宮頸がん検診

実施期間 7月1日(木)～令和4年2月28日(月) ※市内での受診をご希望の場合、申込み状況によっては、受診期間が8月以降になる場合があります。

申込期限 令和4年1月31日(月)まで

対象 20歳以上(令和4年3月31日時点)の女性 ※令和2年度に市の検診を受けた人(クーポン券受診者含む)は除く。

場所 京都府下の指定医療機関(市内は大塚産婦人科医院、おさむら産婦人科)

内容 問診、婦人科内診、子宮頸部細胞診

### 2 乳がん検診

実施期間 7月1日(木)～令和4年2月28日(月)

申込期限 令和4年1月31日(月)まで

対象 40歳以上(令和4年3月31日時点)の女性のうち西暦で偶数年生まれの人 ※乳房形成術を受けたことのある人、妊娠中の人、ペースメーカーを装着している人、胸部の皮

下に医療器具を埋め込んでいる人は受診できません。

場所 京都府内の指定医療機関(男山病院、京都八幡病院、京都田辺中央病院)については申込不要。直接医療機関へ予約。

内容 問診、マンモグラフィ(40歳代:2方向、50歳以上:1方向) ※西暦奇数年生まれで令和2年度に市の検診を未受診の人(クーポン券受診者含む)のうち、検診を希望される人は健康推進課までお問い合わせください。

### 3 肝炎ウイルス検診

実施期間 7月1日(木)～10月30日(土)

申込期限 10月29日(金)まで(郵送の場合は10月22日<金>必着)

場所 指定医療機関

対象 40歳以上(令和4年3月31日時点)で過去に健康診査・人間ドック・妊婦健診等で肝炎ウイルス(B型はHBs抗原、C型はHCV抗体)検査を受けたことのない人

内容 問診、血液検査  
受診勧奨 国においては、40歳以上で節目年齢の人に受診を推奨しています。市では早期受診を促すため、

勤 奨 対象者	対象生年月日
40・41歳	昭和55年(1980)4月1日～昭和57年(1982)3月31日
45・46歳	昭和50年(1975)4月1日～昭和52年(1977)3月31日
50・51歳	昭和45年(1970)4月1日～昭和47年(1972)3月31日
55・56歳	昭和40年(1965)4月1日～昭和42年(1967)3月31日
60・61歳	昭和35年(1960)4月1日～昭和37年(1962)3月31日

上の表の生年月日に該当する人のうち、過去に同検診を受けていない人には、6月末に受診票を送付しますので、この機会にぜひ受診してください(申込不要)。

### 4 肺がん・結核検診

実施期間 12月～令和4年1月(予定)

場所 松花堂庭園・美術館(予定)  
対象 40歳以上(令和4年3月31日時点)

内容 胸部レントゲン撮影(検診車)

※肺がん検診で撮影したフィルムを用い、65歳以上の人は結核判定も併せて行います。結核検診のみの受診はできません。

### 5 胃がん検診

実施期間 12月～令和4年1月(予定)

場所 松花堂庭園・美術館(予定)  
対象 40歳以上(令和4年3月31日時点) ※過去に胃等消化器の手術を受けたことのある人、アレルギー体質の人は、主治医と相談のうえ申し込みください。また、過去にバリウムによるアレルギー症状があった人、胃・十二指腸を切除された人、食道を手術された人、消化管の閉塞またはその疑いがある人、妊娠中もしくは妊娠の可能性のある人は受診できません。

内容 問診、バリウムによる胃レントゲン撮影(検診車)

### 6 前立腺がん検診

対象 55歳以上の男性(令和4年3月31日時点) ※前立腺がん治療中の人やPSA値経過観察中の人を除く。

内容 血液検査(前立腺特異抗原PSA測定)

申込み 市内で受診する場合 住所、氏名、生年月日が確認できるもの、および健康保険証を持参し、直接、実施医療機関で受診。京田辺市・井手町・宇治田原町で受診する場合 事前に健康推進課への申込みが必要です。

問保健係(☎983-1115)

### 申込方法 1～6共通

健康推進課窓口で申し込みいただくか、ハガキに希望検診名・住所・氏名・生年月日・電話番号を記入し、郵送してください。

※乳がん検診の申込には、医療機関名の記載が必要。

※子宮頸がん検診の申込には、市外(京都府内)での受診をご希望の場合に限り、医療機関名の記載が必要。

通知時期 6月末。肺がん・結核検診、胃がん検診は実施の約1カ月前。

## 6月は食育月間です

考えよう。  
大人も子どもも、  
みんなの未来をつくる  
「食育」の大切さ

「食育」とは、さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むことです。食べることは生涯にわたって続く基本的な営みですから、子どもはもちろん、大人になってからも「食育」は重要です。健康的な食のあり方を考えるとともに、だれかと一緒

に食事や料理をしたり、食べ物の収穫を体験したり、季節や地域の料理を味わったりするなど、食育を通じた「実践の環」を広げましょう。

### 健全な食生活を実践するには?

#### ●朝ごはんをきちんと食べる

朝ごはんは1日のパワーの源であり、寝ている間に低下した体温を上昇させ、からだは1日の活動

## 「食べる力」＝「生きる力」を育む 食育 実践の環を広げよう



の準備を整えます。1日の食事を規則的にとり、生活リズムを作っていくことが、健康的な生活習慣につながります。朝ごはんでき生きとしした1日のスタートを切りましょう。

#### ●栄養バランスを考える

食事を作ったり、選んだりするときに、主食・主菜・副菜を組み合わせ、栄養のバランスのとれた食事を意識しましょう。

**主食** ごはん・パン・麺などの穀類を主な材料にした料理。炭水化物を多く含み、エネルギーの元になる。

**主菜** 魚・肉・卵・大豆を主な材

料にした料理。タンパク質や脂質を多く含む。

**副菜** 野菜・芋・海藻などを主な材料にした料理。いろいろなビタミン、鉄、カルシウム、食物繊維などを多く含む。

また、「日本型食生活」は、ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食を組み合わせ、栄養バランスに優れています。ライフスタイルに応じて、日本型食生活を積極的に取り入れましょう。

※

問保健係(☎983-1115)

### ▶ピロリ菌除菌治療費の助成金申請期限について

一定の条件を満たす対象者にピロリ菌一時除菌のための薬剤費などを支給しています(上限2,000円)。  
対象 健診や人間ドックなどでピロリ菌感染(胃炎などの疑い含む)が判明し、令和3年1月1日～3月31日の間に除菌治療を完了した人  
受付 6月30日(水)までに、郵送または京都府健康対策課の窓口を持参

問京都府健康対策課(☎414-4766、〒602-8570京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)

### ▶特定健診・後期高齢者健診等

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、健診を中止または実施時期の変更などが生じる可能性があります。最新の情報は、市ホームページなどでご確認ください。

受診期間 7月1日(木)～10月30日(土)

費用 無料

健診内容 問診、身体計測、血圧測定、検尿、血液検査(血糖、血中脂質、腎機能、肝機能、貧血など)、心電図など

健診場所 指定医療機関

### ■特定健康診査

対象 40歳～74歳の市国民健康保険に加入している人

通知時期 対象者には6月下旬に「受診券」と「受診票」を送付します。

※6月1日以降に市国民健康保険に加入した人は、10月28日(木)まで(郵送の場合は10月22日<金>必着)に国保医療課国保係へお申し込みください。

問国保医療課国保係(☎983-2962)

### ■後期高齢者健康診査

対象 市後期高齢者医療制度に加入している人

通知時期 対象者には6月下旬に

「受診券」と「受診票」を送付します。

※施設入所中で健康管理が図られている人、長期入院中の人、8月1日以降の加入者は送付の対象外です。受診を希望する人は、10月28日(木)まで(郵送の場合は10月22日<金>必着)に国保医療課医療係にお申し込みください。

問国保医療課医療係(☎983-2976)

### ■生活保護受給者の健康診査

対象 40歳以上(令和4年3月31日時点)の生活保護受給者

問生活支援課で「生活保護受給者証明書」の交付を受け、10月29日(金)までに保健係(☎983-1115)へ

## 保健医療

◆保健コーナーに関する問い合わせは、健康推進課へ（個別に問い合わせがあるものを除く）。  
◎乳幼児健診や予防接種を受ける前に、あらかじめ質問票や予診票を記入してから会場までお越しください。  
◎予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。  
◎母子健康手帳を忘れずに持参ください。  
◎健康推進課で実施する事業は市に暴風警報が発令（午前の事業は午前7時時点、午後の事業は午前11時時点）されている場合中止となります。

### 離乳食教室

日時 6月24日（木）午後1時30分～3時  
場所 文化センター3階第4講習室  
定員 おおむね先着7組  
内容 5～11カ月の離乳食の講義と調理見学  
持ち物 母子健康手帳、筆記用具  
■6月18日（金）までに、電話で保健係（☎983-1115）へ（当日欠席のときは必ず連絡してください）

### 休日応急診療所

☎983-3001（事前予約制）

診療日 日曜日・祝日・年末年始  
場所 八幡園内73-3（市役所北側）  
診療科目 内科・小児科  
受付時間 午前11時30分～午後5時30分  
診療時間 正午～

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、待合室での混雑を防ぐため、季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・溶連菌などの検査は行いませんので、ご注意ください。

### 小児救急医療

次の医療機関では、休日・夜間に小児専門医が当直し、小児救急患者を診療します。  
●男山病院（☎983-0001）  
毎週金曜日（祝日は除く）  
午後6時～翌朝8時  
●宇治徳洲会病院（☎0774-20-1111）  
24時間365日  
●京都田辺中央病院（☎0774-63-1111）  
診療時間は直接病院へお問い合わせください。

### 小児救急医療電話相談

☎8000 または ☎661-5596

小児科担当看護師や小児科医師が、休日・夜間の電話相談に応じます。  
相談時間 午後7時～翌朝8時  
※土曜日は午後3時～翌朝8時

### 救急の電話相談窓口

☎7119 または ☎0570-00-7119

急な病気やケガで迷ったら、お電話ください。看護師等が相談に応じます。  
開設時間 24時間365日  
対象 全年齢

### 6月の乳幼児健康診査・すこやか子ども相談のご案内 問保健係（☎983-1115）

事業名	会場	日程	受付時間	対象	7月の日程
4カ月児健康診査	母子健康センター	29日（火）	午後1時～2時	令和3年2月5日～2月28日生	19日（月）
10カ月児健康相談	母子健康センター	16日（水）	午前9時30分～10時30分	令和2年7月生	26日（月）
1歳8カ月児健康診査	母子健康センター	8日（火） 28日（月）	午後1時～2時	令和元年9月4日～9月30日生 令和元年10月1日～10月23日生	13日（火）
3歳児健康診査	母子健康センター	22日（火） 23日（水）	午後1時～2時	平成29年12月生	20日（火） 21日（水）
すこやか子ども相談	母子健康センター 子ども・子育て支援センター（すくすくの杜）▲	3日（木）	午前9時30分～10時30分	0歳から就学前までの乳幼児で希望があれば、お電話で予約の上、母子健康手帳を持って会場へお越しください。	15日（木）※午後開催 5日（月）

▲子ども・子育て支援センター（すくすくの杜）は、南玄関が出入口となります。  
※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期となる場合は、個別連絡、市ホームページなどでお知らせします。  
※各健診の対象者には通知しています。（予約制）  
【持ち物】母子健康手帳、バスタオル、体調確認票、質問用紙  
【健診内容】身体計測、内科診察（健診のみ）、育児相談、発達確認、栄養相談をします。  
◎10カ月児健康相談は当日、子ども用の歯ブラシをプレゼントします。  
◎1歳8カ月児健康診査、3歳児健康診査は歯科検診があります。  
◎3歳児健康診査は視力検査と尿検査があります。尿検査は、健診当日の朝の尿を容器にとってお持ちください。  
【すこやか子ども相談内容】身体計測、育児相談、栄養相談をします。身体計測については、2歳までのお子さんが対象となります。



### 定期予防接種のお知らせ 問保健係（☎983-1115）

#### 日本脳炎ワクチンの一時的な供給量の減少について

厚生労働省より、日本脳炎ワクチンの製造が一時的に停止されたことに伴い、ワクチンの供給量が減少し、出荷量の調整が行われるとの通知がありました。なお、すでに製造は再開されており、供給量

の減少は一時的なものとなる見込みです。供給が安定するまでの間、4回接種のうち、1期の2回（1回目および2回目）の接種を優先いただくようお願いいたします。ただし、定期の接種が受けられる年齢の上限が近づいている場合は、接種期間内に受けられるよう、早めに医療機関にて接種を行ってください。

#### 【集団予防接種】

##### BCG予防接種

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、母子健康センターでのBCG予防接種は予約制で実施します。対象者には個別に案内を送付します。また、当面の間、市内一部の医療機関での個別接種も選択できます。個別接種を希望される人は、事前に必ず健康推進課までご連絡ください。

日時・場所 6月7日（月）午後1時10分～2時10分・母子健康センター（予約制）

対象 令和2年12月生まれ

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期となる場合は、個別連絡や市ホームページでお知らせします。

今回の日程は、7月9日（金）です。

#### 【個別予防接種】

対象者には個別通知を行っています。送付された予診票と母子健康手帳、健康保険証など、住所が確認できるものを必ず持参して、予診票裏面の指定医療機関にて対象年齢内に接種を受けてください。

ヒブ・小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ）、麻しん風しん混合（MR）、水痘、二種混合（ジフテリア・破傷風）、日本脳炎（※①）、子宮頸がん予防ワクチン（※②）、ロタ（※③）

※①特例対象者（平成13年4月2日～平成19年4月1日生）に当てはまる人で日本脳炎の接種が完了していない人は、20歳未満の間に接種可能。

※②現在、積極的勧奨（個別通知）を行っていません。接種にあたってはその有効性と副作用が起こるリスクを十分に理解した上で受けるようにしてください。

※③令和2年8月1日以降に生まれた人を対象に定期接種になります。ロタウイルスワクチンは2種類あり、予防効果や安全性に差はありませんが、接種回数などが異なりますので、同じ種類のワクチンで接種を完了してください。

#### 【注意事項】

◆接種の際は、母子健康手帳・予診票が必ず必要です。（個別接種の場合は、健康保険証などの住所が確認できるものも必要）

◆母子健康手帳・予診票を忘れた場合、接種を受けることができませんのでご注意ください。

◆通知が届かない人や転入された人、予診票を紛失された人は健康推進課まで申し込みください。（電話申込可）

◆市外での接種を希望する人は、2週間前までに健康推進課へご連絡ください。

◆特別な事情等により、対象年齢内に接種できなかった場合には、健康推進課へご相談ください。

### マタニティスクール

これからお父さん、お母さんになる人が対象。申し込みは右記のQRコードまたは電話で保健係へ（いずれも先着10組）



パート1「デンタルケア&妊娠中の食事&絵本のお話」

▶6月4日（金）午後1時30分～3時30分、母子健康センター2階

パート2「出産の準備と育児のお話」

▶6月18日（金）午後1時30分～3時30分、母子健康センター2階

※次回は8月です。

問保健係（☎983-1115）

### 市民健康相談

血液検査、血圧測定、尿検査、身体計測を行い、希望者には保健師・医師が健康相談に応じます。

対象 中学校卒業後から40歳未満（受診日時点）で、職場・学校等で健診を受ける機会のない人

実施期間 7月6日（火）～8日（木）  
午後1時30分～2時30分

場所 母子健康センター  
費用 無料

■問6月18日（金）までに、直接窓口、右記のQRコードまたは住所・氏名・生年月日

・電話番号・市民健康相談

希望をハガキに記入し保健係（☎983-1115）へ



### 6月の各種健康相談

#### ▽窓口健康相談（要予約）

15日（火）母子健康センター

40歳以上が対象。保健師が健康に関する相談に応じます。

#### ▽高齢者健康相談

17日（木）南ヶ丘老人の家

24日（木）八寿園

・65歳以上が対象。血圧測定と検尿の後、保健師が健康相談に応じます。

・上記の施設以外でも、日時・場所などご希望がある場合はご連絡ください。なお、各施設が休館の場合は中止します。

※時間は午前9時30分～11時（ただし八寿園は10時30分まで）。

※窓口健康相談実施分は事前に保健係（☎983-1115）へ予約を。



真剣な顔でお茶摘みをする園児たち

## 「新茶たくさん取れたよ」

5月12日、有都こども園の園児20人が、新茶が旬を迎えた流れ橋付近の茶畑でお茶摘み体験を楽しみました。

この体験は、子どもたちに地元の特産であるお茶について知ってもらうため、茶農家である卒園児の保護者の協力を得て実施されました。

はじめに、園児たちはお茶の種類や茶葉の加工工程を勉強。また、粉末になった茶葉を触らせてもらおうと、「すごいー砂みたいでさらさらー」と歓声が上がり

### 有都こども園20人 お茶摘み

りました。

その後、茶葉の摘み方を教わり、今回は新芽から4、5枚目の葉までを摘み取る「普通摘み」を体験。丁寧に葉の枚数を数えながら摘み取り、首から下げた容器に入れていく園児たち。容器が茶葉でいっぱいになると、友だち同士でうれしそうに見せ合いっこしていました。

平野羽夏ちゃん(5)は「初めてお茶摘みをしたけど、簡単にできて楽しかった」と話していました。

## 歯磨き シュッシュッ しつかりと

5月18日、南ヶ丘保育園で歯磨き指導が行われ、4〜5歳児22人が、正しい歯磨きの仕方などを学びました。

この指導は、子どもたちに虫歯予防について知ってもらうため、歯科衛生士を講師に招き市内各園で毎年実施されています。

はじめに、園児たちはイラストや写真を見ながら、虫歯になりやすい習慣などについて勉強。

「おやつは時間を決めて食べる」「食べた後は歯磨きをする」など、虫歯になら

### 南ヶ丘保育園で22人練習

ないための方法を教わりました。

その後、コロナ禍でもマスクをしたまま歯磨き練習ができるよう、先生たちが折り紙で作ってくれた歯ブラシで正しい持ち方を練習。前歯や奥歯、歯の裏側などの磨き方を教わり、園児たちはシュッシュッと声を出しながら一生懸命に歯ブラシを動かしていました。

福田璃梨ちゃん(5)は「これから寝る前に歯磨きするとき、一人でやってみる」と話していました。



歯磨きを練習する園児

## まちの話題

このページでは、市民の皆さんの活躍やまちの話題などを紹介しています。身近な話題や、広報紙についての意見を、秘書広報課までお寄せください。



マッサージをもらって笑顔の赤ちゃん

### 親同士 子育て交流深め

生後2〜6カ月の赤ちゃんとその親同士が交流する「ひよこサロン」が5月20日、子育て支援センターあいあいポケットで行われ、親子4組8人が参加しました。

市内の子育て支援センターでは、親子でふれあいながら、同じ年ごろの子どもを持つ親同士で交流を深めてもらおうと、月齢ごとに対象を分けてサロンを実施しています。

はじめに、音楽に合わせた

ベビーマッサージなどで、親子でふれあい。お母さんが優しくお腹や背中をなでてあげたり、ほおをツンツンしたりすると、赤ちゃんは気持ちよさそうな表情を浮かべていました。

また、親同士で子育ての近況などについて報告。「最近、離乳食を始めたんです」「口の中を見てみたら、歯が生えてきました」など、日々の子どもの成長を共有しながら、交流を深めていました。

支援センター「ひよこサロン」

## 今月のこの人



よしだ けいこ  
吉田 圭吾さん

流れ橋そばの茶畑で茶葉を営む農家。小学生一人のお父さん。

## お茶栽培の魅力 子どもたちに伝える

「茶摘みは普段なかなか体験できるものじゃないから、みんな楽しそうやね」。有都こども園の園児たちが茶摘みをする様子を、温かく見守る吉田さん。

同園からの依頼で6年ほど前から園児たちの農業体験に協力していて、田植えや稲刈りのほか、「八幡がお茶の産地だということを知ってほしい」と茶摘み体験も始めました。

日本遺産の一部に認定されている流れ橋そばの茶畑で、体験を始める前には園児たちにイラストを使って摘み方を教えてあげたり、お茶に興味を持ってもらおうと加工した茶葉を見せて

あげたりもしています。

5月に入ると茶摘みが最盛期を迎え、忙しい日々を過ごす吉田さん。「子どもたちが大きくなった時にこの体験を思い出して、茶摘みの担い手になってくれたらうれしいね」と地元の茶業を守るため、お茶栽培の魅力を子どもたちに伝えていきます。

本コーナーでは、市にゆかりのある人物や団体等を紹介していきます。自薦・他薦問わず、紹介希望者を募集していますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。か、秘書広報課へお問合せください。